

青森県報

第二千三百八十九号

平成十六年
十月八日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (防災消防課) …… 一

公有水面埋立ての免許…………… (漁港漁場整備課) …… 二

自転車専用道路等の指定…………… (道路課) …… 三

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札…………… (商工政策課) …… 三

右 同…………… (同) …… 四

大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営振興課) …… 五

肥料登録の有効期間の更新…………… (食の安全・安心推進室) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (東地方農林水産事務所) …… 六

土地改良区の役員の退任…………… (西地方農林水産事務所) …… 七

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (同) …… 七

正 誤

平成十六年七月十四日定例告示中…………… (港湾空港課) …… 七

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十九号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表多賀台団地の項中「百三十戸」を「百十四戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十月十八日から施行する。

告 示

青森県告示第六百十八号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の十に規定する講習を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の十七第三項の規定に基づき消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目(昭和四十九年消防庁告示第二号)第四の一の規定により公示する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習区分並びに日時及び場所

講 習 場 所	受 付 期 間	1 消火設備講習(第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士)	日	時	場	所
		平成十六年十一月十日 午前九時から午後五時まで			八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸	
		平成十六年十一月十七日 午前九時から午後五時まで			青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館	
講 習 場 所	受 付 期 間	2 警報設備講習(第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士)	日	時	場	所
		平成十六年十一月十一日 午前九時から午後五時まで			八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸	
		平成十六年十一月十八日 午前九時から午後五時まで			青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館	
講 習 場 所	受 付 期 間	3 避難設備・消火器講習(第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士)	日	時	場	所
		平成十六年十一月十二日 午前九時から午後五時まで			八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸	
		平成十六年十一月十九日 午前九時から午後五時まで			青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館	

- 二 受講対象者
- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年を経過していない者
 - 2 前回の講習を受けた日から五年を経過していない者
 - 3 1及び2以外の者であつて講習を受講していないもの
- 三 受講申請書の受付期間

八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸	平成十六年十月十二日から 同月二十九日まで
青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館	平成十六年十月十八日から 同年十一月五日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の二二 青森県警察本部交通管制センター二階
社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよう付(消印しないこと。)して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会(電話〇一七 七三二 五一〇〇)へ問い合わせること。

青森県告示第六百十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六年十月一日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

上北郡横浜町字寺下三五
横浜町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡横浜町字寺下三五
横浜町長 杉山 憲男

二 埋立区域

1 位置

2 区域
 上北郡横浜町字家ノ前川目三二の一、三二の五三及び一五九の地先公有水面

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
 国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第
 十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で
 結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二三六八六・二二〇
- Y座標 プラス 三五〇六八・二二四
- の地点 X座標 プラス二二三六八六・五九五
- Y座標 プラス 三五〇六五・四五九
- の地点 X座標 プラス二二三七四五・四七四
- Y座標 プラス 三五〇七三・四五七
- の地点 X座標 プラス二二三七四〇・五三五
- Y座標 プラス 三五〇九・八一九
- の地点 X座標 プラス二二三七一〇・四七七
- Y座標 プラス 三五〇八八・二〇〇

3 面積
 一、二二一・一五平方メートル
 三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置
 上北郡横浜町字家ノ前川目三二の一、三二の五三及び一五九の地先公有水面

2 区域
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
 国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第
 十系を用いて得た次の各地点のうち、イの地点からホの地点までを順次に直線で
 結んだ線及びイの地点とホの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 X座標 プラス二二三六五七・四四六
- Y座標 プラス 三五一三一・四五五
- ロの地点 X座標 プラス二二三六六九・五六一
- Y座標 プラス 三五〇四二・二七五
- ハの地点 X座標 プラス二二三七六八・六五一
- Y座標 プラス 三五〇五五・七三六

ニの地点 X座標 プラス二二三七五二・八六一
 Y座標 プラス 三五一七一・九五六
 ホの地点 X座標 プラス二二三六九四・五七七
 Y座標 プラス 三五一三六・四九二

3 面積
 九、八五四・二二平方メートル
 四 埋立地の用途
 漁港施設用地

青森県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の七第二項の規定により、次の
 とおり専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分指定するので、同
 条第五項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月七日まで青森県県土整備部
 道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する日
国道 一〇三号	青森市大字浦町字奥野五二の八から 青森市大字浦町字奥野七二の九四まで	平成二〇一〇・八

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十
 二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
北海道札幌市厚別区青葉町四丁目六五六の一八三	宅地	二四八・七三平方メートル

- 二 予定価格

一千五百六十万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

北海道札幌市厚別区青葉町四丁目六五六の一八三

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

- 1 青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部商工政策課

- 2 北海道札幌市中央区北一条西二丁目の一 北海道経済センター四階

青森県北海道情報センター

- 六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所

北海道札幌市中央区北一条西二丁目の一

北海道経済センター七階小会議室

- 2 日時

平成十六年十月二十八日 午前十時

- 七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 2 物件については、平成十六年十月二十一日午前十時から、北海道札幌市厚別区青葉町四丁目六五六の一八三において現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
北海道札幌市厚別区青葉町四丁目六五六の一八四	宅地	二六四・一五平方メートル

- 二 予定価格

一千六百六十万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

北海道札幌市厚別区青葉町四丁目六五六の一八四

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

- 1 青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部商工政策課

- 2 北海道札幌市中央区北一条西二丁目の一 北海道経済センター四階

青森県北海道情報センター

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

北海道札幌市中央区北一条西二丁目二の一
北海道経済センター七階小会議室

2 日時

平成十六年十月二十八日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年十月二十一日午前十時三十分から、北海道札幌市厚別区青葉町四丁目六五六の一八四において現地説明を行う。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森
青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 福士喬

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	平成十六年九月二十九日
間 帯	東第2駐車場 午前10時から午後零時	東第2駐車場 二十四時間	平成十六年九月二十九日

四 届出年月日

平成十六年九月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十月八日から平成十七年二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十六年九月二十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二五〇号	肥料の種類 炭酸カルシ ウム肥料	肥料の名称 五三・〇炭 酸カルシウ ム肥料	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の 氏名又は 名称及び住 所 日鉄鉱業株式 会社 東京都千代田 区丸の内二丁 目三の二
----------------------	------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	---

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十六年十月一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三二三号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 日紅ほか ペレ一号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 一・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の 氏名又は 名称及び住 所 株式会社五光 株 東津軽郡平内 町大字外童子 字滝ノ沢二 の二三
----------------------	----------------------	-----------------------	--	----------------------------	--

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森中部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十月八日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	齋藤 輝雄	青森市大字高田字日野二〇二	平成 一六・八 五就任
"	相馬 清憲	大字安田字近野三九四の一	"
"	長内 征宇	大字小館字桜刈一六一	"
"	木村 範昭	大字細越字栄山三一	"
"	北山 公勇	大字高田字川瀬三九一	"
"	木立 謙一	大字細越字栄山九六	"
"	齋藤 正志	" 五一四	"
"	川村 輝美	大字八ツ役字芦谷一六一	"
監 事	高坂 覚英	大字細越字栄山三一九の二	"
"	木立 誠	大字高田字川瀬三五九	"
理 事	齋藤 輝雄	" 字日野二〇二	一六・八 四退任
"	相馬 清憲	大字安田字近野三九四の一	"
"	長内 征宇	大字小館字桜刈一六一	"
"	木村 範昭	大字細越字栄山三一	"
"	北山 公勇	大字高田字川瀬三九一	"
"	木立 謙一	大字細越字栄山九六	"
"	澤谷重三郎	" 二九七	"

監事	川村 輝美	大字八ツ役字芦谷一六一
高坂 覚英	大字細越字栄山三一九の二	
木立 誠	大字高田字川瀬三五九	

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十月八日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新一

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	神 四平	西津軽郡鰺ヶ沢町大字小屋敷町字袖ヶ崎九〇	平成一六・八・三

土地改良区の役員就任及び退任

発行年月日	平成一六・七・一四 第二三五二号	区分番号	告示 第五〇三号	ページ	三	段	上	行	後るか 四	誤
発行番号					四				後るか 二	
									二七〇度〇四分四一秒	
									二七〇度〇四分四一秒	
									二六九度四七分五九秒	
									二六九度四七分五九秒	
									二六九度四七分五九秒	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十月八日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新一

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	工藤伊佐雄	西津軽郡車力村大字牛潟字村上四六	平成一六・九・六就任
監事	鳴海 司	〃 〃 〃	〃 〃 〃
理事	小山内 美智憲	〃 〃 〃	〃 〃 〃
監事	佐々木忠造	〃 〃 〃	〃 〃 〃
		字大田光五九の	〃 〃 〃

正 誤

港 湾 空 港 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭